

令和3年6月14日
危機対策課 嶋田 内線 3610
直 通 076-225-1310
F A X 076-225-1315

営業時間変更の命令違反に係る裁判所への通知について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の規定に基づき、営業時間変更等の要請を行った金沢市内の飲食店に対して調査等を行い、令和3年6月10日、この要請に応じなかった14施設について、同条第3項の規定に基づき営業時間変更の命令を行いました。

その後の現地調査により、この命令に従わなかったことが確認された9施設について、本日、裁判所に対して「過料事件通知書」を送付しましたので、お知らせします。